（仮想通貨信用取引に係る利益相当額又は損失相当額）

第二十六条の十　法第六十一条第七項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　仮想通貨信用取引（法第六十一条第七項に規定する仮想通貨信用取引をいう。次号において同じ。）の方法により仮想通貨（同条第一項に規定する仮想通貨をいう。以下この条において同じ。）の売付けをしている場合　その売付けに係る仮想通貨（事業年度終了の時において決済されていないものに限る。）のその売付けに係る対価の額から当該仮想通貨の令第百十八条の八第三号又は第四号（短期売買商品等の時価評価金額）に掲げる価格に相当する金額（次号において「時価評価額」という。）に当該仮想通貨の数量を乗じて計算した金額を減算した金額

二　仮想通貨信用取引の方法により仮想通貨の買付けをしている場合　その買付けに係る仮想通貨（事業年度終了の時において決済されていないものに限る。）の時価評価額に当該仮想通貨の数量を乗じて計算した金額から当該仮想通貨のその買付けに係る対価の額を減算した金額

第二十七条の十四第二号中「、第二十一条の二第三項第五号（新事業開拓事業者投資損失準備金）」を削り、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

九　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十四号）附則第十一条（新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十一条の二第三項第五号（新事業開拓事業者投資損失準備金）に掲げる事項

第二十七条の十五第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　資金決済に関する法律第二条第五項（定義）に規定する仮想通貨　その種類の異なるごとに区分するものとする。

第二編第一章第一節第十一款の六の款名及び第二十七条の十六の四第二項中「普通法人」を「普通法人等」に改める。

第二編第一章第一節第十三款の款名中「の損金算入」を削る。

第二十九条の三第一項第四号中「及び同項」を「、個別計算外国法人税額（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の十八第一項（外国関係会社の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。）に関する計算の明細及び同法第六十六条の七第一項」に改め、同項第五号中「額で」を「額（外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定（租税特別措置法施行令第三十九条の十五第六項（適用対象金額の計算）に規定する企業集団等所得課税規定をいう。第七号において同じ。）がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この号において同じ。）で」に、「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の十八第八項又は第九項（外国関係会社の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）」を「同令第三十九条の十八第十項又は第十一項」に改め、同項第六号中「及び同項」を「、個別計算外国法人税額（租税特別措置法施行令第三十九条の二十の七第一項（外国関係法人の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）において準用する同令第三十九条の十八第一項に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。）に関する計算の明細及び同法第六十六条の九の三第一項」に改め、同項第七号中「額で」を「額（外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この号において同じ。）で」に、「第三十九条の二十の七第四項（外国関係法人の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）」を「第三十九条の二十の七第六項」に、「第三十九条の十八第八項又は第九項」を「第三十九条の十八第十項又は第十一項」に改め、同項第八号中「証する書類」の下に「並びに第四号又は第六号に規定する個別計算外国法人税額に関する計算の基礎となる書類」を加える。

第三十七条第一項中「短期売買商品等」を「短期売買商品等」に改め、同条第三項第一号中「第九号」を「第八号」に改め、同項第二号中「、第二十二条の四十六第三項第六号（新事業開拓事業者投資損失準備金）」を削り、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

八　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十四号）附則第十五条（連結法人の新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二条の四十六第三項第六号（新事業開拓事業者投資損失準備金）に掲げる事項

第三十七条の六第一項第四号中「及び同項」を「、個別計算外国法人税額（租税特別措置法施行令第三十九条の百十八第一項（外国関係会社の個別課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。）に関する計算の明細及び同法第六十六条の九十一第一項」に改め、同項第五号中「額で」を「額（外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定（租税特別措置法施行令第三十九条の十五第六項（適用対象金額の計算）に規定する企業集団等所得課税規定をいう。第七号において同じ。）がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この号において同じ。）で」に、「租税特別措置法施行令第三十九条の百十八第八項又は第九項（外国関係会社の個別課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）」を「同令第三十九条の百十八第十項又は第十一項」に改め、同項第六号中「及び同項」を「、個別計算外国法人税額（租税特別措置法施行令第三十九条の百二十の七第一項（外国関係法人の個別課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）において準用する同令第三十九条の百十八第一項に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。）に関する計算の明細及び同法第六十六条の九十三の三第一項」に改め、同項第七号中「額で」を「額（外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この号において同じ。）で」に、「第三十九条の百二十の七第四項（外国関係法人の個別課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）」を「第三十九条の百十八第八項又は第九項」を「第三十九条の百十八第十項又は第十一項」に改め、同項第八号中「証する書類」の下に「並びに第四号又は第六号に規定する個別計算外国法人税額に関する計算の基礎となる書類」を加える。

第六十三条中「次の各号に掲げるもの」を「定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下第六十五条までにおいて「定款等」という。）の写し」に、「当該各号に掲げるもの」を「当該定款等」に、「その他の」を「その他」に、「第六十五条まで」を「この条及び第六十五条（収益事業の開始等届出書の添付書類）」に改め、同条各号を削る。

第六十四条第一項を次のように改める。

法第百四十九条第一項及び第二項（外国普通法人となつた旨の届出）に規定する財務省令で定める書類は、定款等の和訳分とする。

第六十四条第二項を削る。

第六十五条第一項第二号中「定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるもの」を「定款等」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項第二号中「定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるもの」を「定款等」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げるもの」を「同項に規定するその有することとなつた時における収益事業に係る貸借対照表」に、「当該各号に掲げるもの」を「当該貸借対照表」に改め、同項各号を削る。

別表二十一の㈠中「、新事業開拓事業者投資損失準備金」を削り、同表の㈡中「、新事業開拓事業者投資損失準備金積立額」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「の損金算入」を削る部分に限る。）及び第二編第一章第一節第十三款の款名の改正規定は、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の施行の日から施行する。

（理容師等養成施設において行う技芸の教授のうち収益事業に該当しないものの範囲に関する経過措置）

第二条　改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第八条の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（適格合併等による欠損金の引継ぎ等に関する経過措置）

第三条　新規則第二十六条の二第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、法人税法第五十七条第三項に規定する内国法人と施行日以後に開始する事業年度において当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなる同項の被合併法人との間で行われる同項の適格合併及び施行日以後に開始する事業年度において当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなる同項の他の内国法人の残余財産の確定について適用する。